

1 休業給付と報酬との調整

(1) 調整方法の変更点

標準報酬制導入前は、傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の支給期間に係る「給料」の全部又は一部を受ける場合には、その受ける金額の限度で調整を行う旨規定されていましたが、平成27年10月1日以後、「給料」ではなく「報酬」の額により調整を行うよう改正されました。

調整は、報酬を日額になおし、当該報酬の日額（以下「報酬日額」という。）と標準報酬の日額に支給割合（2/3）を乗じて得た日額（以下「給付日額」という。）を比較することにより行います。

以下「2 傷病手当金の報酬との調整計算例」まで、傷病手当金を例にしますが、他の休業給付についても同様です。

平成27年9月まで	平成27年10月以後
<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料日額 ≥ 給付日額 → 傷病手当金不支給 ・ 給料日額 < 給付日額 → 給付日額から給料日額を控除した額を傷病手当金として支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報酬日額 ≥ 給付日額 → 傷病手当金不支給 ・ 報酬日額 < 給付日額 → 給付日額から報酬日額を控除した額を傷病手当金として支給

※給料日額 = 給料の 1/22 × 手当率

※標準報酬の日額 = 標準報酬の月額 of 1/22

(5円未満の端数切捨て、5円以上10円未満の端数切上げ)

(2) 報酬日額の算出方法

給付日額を算定する際の「標準報酬の日額」の算定は、標準報酬の月額の22分の1となりますが、比較の対象となる「報酬日額」については、給料等を次の表の区分に応じて算出します。

区分	手当等の種類	算出に用いる率
日々の勤務に対して支給されると考えられるもの (日額で支給されるもので、勤務しない日について減額して支給されるもの)	給料月額 給料の調整額 地域手当 等	勤務を要する日数分の1
日々の勤務とは関係なく支給されるもの	給料の特別調整額 初任給調整手当	22分の1

(月額で支給されるもの)	扶養手当 住居手当 通勤手当 (※1、※2) 単身赴任手当 寒冷地手当 等	
--------------	---	--

※1 傷病手当金、出産手当金又は休業手当金 (以下「傷病手当金等」という。) と報酬との調整については、健康保険制度における傷病手当金又は出産手当金の支給の例に準ずるものとされており、傷病手当金等の支給期間に報酬が支払われた場合であっても、傷病手当金等の算定の基礎とする日以外の日勤務実績に基づく報酬については、傷病手当金等との調整は行いません。

(調整対象とならない報酬の例)

- ・ 傷病手当金等の算定の基礎とする日以外の日勤務実績に基づいて翌月以降に支払われるもの
 【 超過勤務手当、休日給、宿日直手当、特殊勤務手当 等 】

(調整対象となる報酬の例)

- ・ 一定の期間を対象として支給される報酬で、傷病手当金等の算定の基礎とする日以外の日も含めて報酬の対象としているもので、当該報酬が月額で支給される場合、当該報酬の月額に2/2分の1に相当する金額を日額として算出するものとし、実際に支給を受ける報酬の額が日割り計算で算出されており、傷病手当金等の算定の基礎とする日以外の日を対象として算出されている場合は、傷病手当金等との調整は行わない。
 【 通勤手当 等 】

※2 育児休業手当金又は介護休業手当金 (以下「育児休業手当金等」という。) と報酬との調整については、雇用保険制度における育児休業給付金又は介護休業給付金の支給の例に準ずるものとされており、育児休業手当金等の支給期間に報酬が支払われた場合であっても、育児休業手当金等の算定の基礎とする日以外の日勤務実績に基づく報酬等については、育児休業手当金等との調整は行いません。

(調整対象とならない報酬の例)

- ・ 育児休業手当金等の算定の基礎とする日以外の日勤務実績に基づいて翌

月以後に支払われるもの

【 超過勤務手当、休日給、宿日直手当、特殊勤務手当 等 】

- ・一定の期間を対象として支給される報酬で、育児休業手当金等の算定の基礎とする日以外の日に係るもので、実際に支給を受ける報酬の額が育児休業手当金等の算定の基礎とする日以外の日を含めて算定されている場合は、育児休業手当金等との調整は行わないものとし、実際に支給を受ける報酬の額が日割り計算で算出されており、育児休業手当金等の算定の基礎とする日を対象として算出されている場合は、育児休業手当金等との調整を行う。

【 通勤手当 等 】

2 傷病手当金の報酬との調整計算例

【前提】 土日が週休日の組合員が病気休職（8割支給）をした場合

期間：平成28年3月1日～平成28年3月31日

勤務を要する日：23日（祝日1日含む）

[標準報酬の月額]

給料月額	地域手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	超過勤務手当	合計
320,000 円	10,191 円	19,500 円	27,000 円	9,545 円	60,000 円	446,436 円

日々の勤務に対して支給
 日々の勤務とは関係なく支給
 休職中は支給なし
 ↓

標準報酬の月額 第24級 440,000 円

ア 3月における報酬の額

(ア)	給料月額	320,200 円	×	80/100	=	256,160 円	(円未満切捨て)	…	㉖
(イ)	地域手当	10,191 円	×	80/100	=	8,152 円	(円未満切捨て)	…	㉗
(ウ)	扶養手当	19,500 円	×	80/100	=	15,600 円	……………		㉘
(エ)	住居手当	27,000 円	×	80/100	=	21,600 円	……………		㉙
(オ)	総支給額	㉖+㉗+㉘+㉙	……………			301,512 円			

イ 報酬日額の算定方法

- (ア) 日々の勤務に対して支給されるもの
 (給料 256,160 円 + 地域手当 8,152 円) × 1 日 / 23 日 = 11,491.82 円
- (イ) 日々の勤務とは関係なく支給されるもの

(扶養手当 15,600 円 + 住居手当 21,600 円) × 1 日 / 22 日 = 1,690.90 円

(ウ) 給付日額と調整する報酬日額の合計額

(ア) 11,491.82 円 + (イ) 1,690.90 円 = 13,182 円 (円位未満切捨て) …… A

ウ 給付日額の算定

標準報酬の月額 440,000 円 ÷ 22 日 = 20,000 円

(5 円未満の端数は切捨て、5 円以上 10 円未満の端数は 10 円に切り上げ)

20,000 円 × 2/3 = 13,333 円 (円未満四捨五入) …… B

エ 傷病手当金支給決定額

B - A = 13,333 円 - 13,182 円 = 151 円

151 円 × 23 日 = 3,473 円

3 休業給付の請求について

(1) 傷病手当金の請求について

① 傷病手当金の請求手続きについて

待期期間 (※) の翌日以降は、給料が支給されていても、3 ページの「2 傷病手当金の報酬との調整計算例」や、5 ページの「② 傷病手当金の支給開始日について」、6 ページの「③ 傷病手当金の支給期間について」のとおり傷病手当金の支給が開始されることがあります。

【傷病手当金の初回請求時の必要書類】

・ 傷病手当金請求書

療養のため勤務できないことに関する医師の証明が必要です。

裏面は記入不要です。報酬支給額については、別途、待期期間の翌日以降の報酬支給額証明書を添付していただきます。

・ 休業していることが確認できる出勤簿等の写し

・ 休職や 8 割の休職給、無給となったことが確認できる辞令等の写し

【傷病手当金の 2 回目以降の請求時の必要書類】

・ 傷病手当金請求書

療養のため勤務できないことに関する医師の証明は引き続き必要です。

裏面は記入不要です。

・ 傷病手当金請求月に係る報酬支給額の確認できる報酬支給額証明書

② 傷病手当金の支給開始日について

支給開始日は、原則として待期期間の翌日 (3 日以上連続して勤務に服する

ことが出来なくなった最初の日から起算して4日目) からです。

ただし、待期期間の翌日以降に傷病手当金を算定しても、報酬の額が上回るなどにより傷病手当金が支給されない場合は、支給されることとなった日をもって支給開始日となります。

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
事例1	休	休	休	支給開始				
事例2	休	出勤	休	休	休	支給開始		
事例3	休	出勤	出勤	出勤	休	休	休	支給開始

<注>

ア 勤務に服することが出来なくなった日とは、その傷病により現実に勤務できなかった日で、年次休暇や病気休暇も含まれます。

イ 療養のため勤務に服することができなくなった日から起算して3日間を「待期期間」といいます。待期期間は、療養のため勤務に服することができない日が3日間連続していることが必要です。

ウ 待期期間を経過した日(療養のために勤務に服することができなくなった日から起算して4日目)が資格喪失日(退職日の翌日)の場合は、傷病手当金は支給されません。

エ 待期期間の初日が非番日又は週休日の場合は、その非番日又は週休日は待期期間に含まれません。また、待期期間の初日が非番日又は週休日に重ならない祝日の場合、その日は待期期間に含まれます。

オ 勤務時間中に発病し、その後の勤務時間も休業した場合、その日は待期期間の初日となります。ただし、勤務時間終了後に発病した場合はその日は待期期間には含めません。

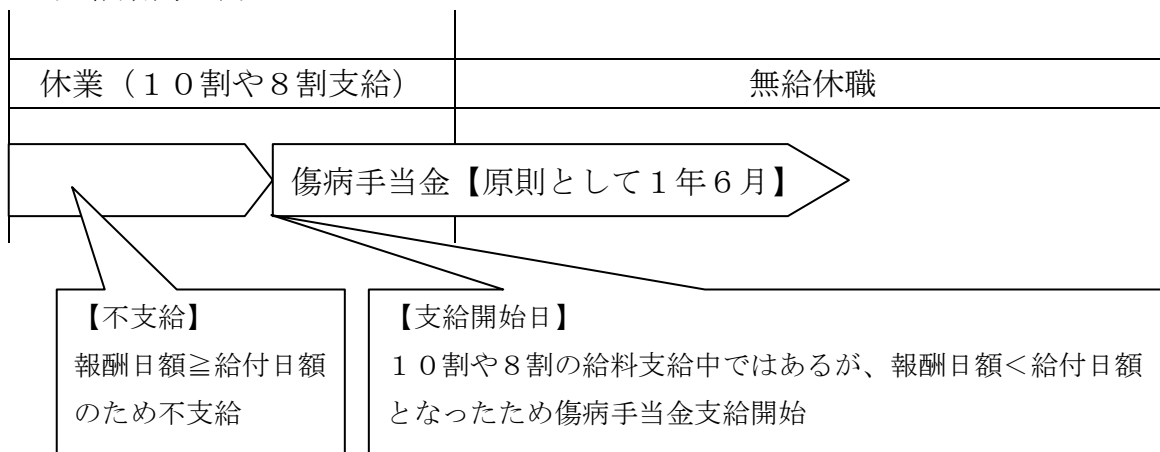
	金	(週休) 土	(週休) 日	月	火	水	木	備考
事例4				休	休	休	支給開始	初日が非番日又は週休日
事例5		休	休	休	休	休	支給開始	初日が非番日又は週休日

	金	(週休) 土	(週休) 日	月	火	水	木	備考
事例 6	休	休	休	支給開始				
事例 7	(祝日) 休	休	休	支給開始				
事例 8		(祝日) 休	休	休	休	休	支給開始	初日が非 番日又は 週休日
事例 9			(祝日) 休	休	休	休	支給開始	初日が非 番日又は 週休日
事例 10				(祝日) 休	休	休	支給開始	

③傷病手当金の支給期間について

「報酬日額<給付日額」となった場合に傷病手当金の支給が開始されるため、給料が支給されていても（給料の10割や8割支給期間等）傷病手当金の一部が支給される場合があります、一部支給が発生した時点で傷病手当金の支給期間が開始されます。

支給期間の例



なお、一度支給が開始されると、以後の期間については、報酬日額が給付日額を上回り、傷病手当金が不支給になったとしても、支給期間が延長されることはありません。

また、平成27年9月までに傷病手当金の支給が開始されたが、1年6月を経過する前に復職したため傷病手当金の支給が停止されている方についても、平成27年10月以降は支給期間が延長されることはありません。

(2) 介護休業手当金、休業手当金及び出産手当金の請求について

介護休業手当金、休業手当金及び出産手当金についても、休業給付支給期間に係る「報酬」の全部又は一部を受けられる場合には、その受ける金額の限度で休業給付との調整を行います。

【介護休業手当金請求時の必要書類】

- ・ 介護休業手当金請求書

裏面は記入不要です。報酬支給額については、別途、報酬支給額証明書を添付していただきます。

- ・ 休業していることが確認できる出勤簿等の写し
- ・ 介護休暇届など、介護休業の承認された期間が確認できるものの写し

【休業手当金請求時の必要書類】

- ・ 休業手当金請求書

裏面は記入不要です。報酬支給額については、別途、報酬支給額証明書を添付していただきます。

- ・ 休業していることが確認できる出勤簿等の写し
- ・ 欠勤届など、休業期間が確認できるものの写し

【出産手当金請求時の必要書類】

- ・ 出産手当金請求書

出産に関する医師又は助産師の証明が必要です。

裏面は記入不要です。報酬支給額については、別途、報酬支給額証明書を添付していただきます。

- ・ 退職したこと又は無給となったことが確認できる辞令等の写し

(3) 育児休業手当金の請求について

育児休業手当金については、通常、調整対象となる報酬が支給されないため(※)、これまでどおり請求してください。

※ 2ページの※2及び(調整対象とならない報酬の例)をご覧ください。

【育児休業手当金請求時の必要書類】

- ・ 育児休業手当金請求書
裏面も記入してください。
- ・ 育児休業承認請求書の写し
- ・ 支給期間延長の要件に該当する場合は、その他の必要書類

4 給与改定の取扱いについて

給与改定が遡及して行われた場合、標準報酬の月額の見直しが行われないことから、休業給付の遡及も行わず、調整対象となる報酬の見直しも行う必要はありません。(平成27年9月までの給付については従前のおりです。)

報酬の差額調整が行われた月以後については、改定後の報酬に基づき休業給付との調整を行うこととなります。

なお、支給誤り、申告漏れにより給与を遡及調整し、標準報酬の月額が遡及して見直された場合には、休業給付も遡及して算定を行い、休業給付との調整対象となる報酬についても遡及見直しを行うこととなります。

5 傷病手当金及び出産手当金の算定方法の変更について

傷病手当金と出産手当金は、標準報酬の日額(標準報酬の月額の22分の1)の3分の2の額が手当金算定の基準額とされていましたが、平成28年4月からは次のとおり算定方法が変更されました。

- ア 支給開始日の属する月以前の継続した組合員期間(支給開始前期間)が12月以上ある場合

$$\boxed{\text{支給の始まる日の属する月以前の直近の継続した1年間の標準報酬の月額の平均額}} \times 1/22 \times 2/3 \times \text{日数分}$$

- イ 支給開始日の属する月以前の継続した組合員期間(支給開始前期間)が12月未満の場合

<次の①と②のいずれか低い方の額>

①

組合員の支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬の月額

 $\times 1/22 \times 2/3 \times \text{日数分}$

②

加入している共済組合の前年度の9月30日 (平成28年度においては平成27年10月1日)での全組合員の平均の標準報酬の月額
--

 $\times 1/22 \times 2/3 \times \text{日数分}$